

第 5260 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 7月 3日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ サークル活動費

Q：社員のサークル活動に会社が補助金を支出した場合、どのような取り扱いになりますか？

A：次のようになります。

【解説】

会社が、社員のサークル活動費を支出した場合、次のような取り扱いになります。

①社員

使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、その行事に参加しなかった役員又は使用人（使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く）に対し、その参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えないとされています。したがって、その補助金が、本来のサークル活動に適正に使われているのであれば、課税関係は生じません。

②会社

会社が支出したサークル活動費は、サークルに交付した時点ではなく、その活動費が実際に使われた時に損金の額に算入することができます。

